⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 24 August 2010 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 24 August 2010).

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower―2　2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年5月26日

支出負担行為担当官

関東地方整備局副局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　14

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　茨城港常陸那珂港区東防波堤付帯中（海上）工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　茨城港常陸那珂港区

⑷　工事内容　基礎工　１式

⑸　工期　平成23年３月28日まで

⑹　本工事は、入札時に「企業の高度な技術力［ＶＥ提案］(施工計画(『施工時の先行工事工区境の施工を含む工事全般の安全対策』))」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画（工事全般の施工計画及び当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。なお、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除くものとする。

⑺　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては、関東地方整備局総務部経理調達課に承諾願を提出するものとする。

⑻　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の評価点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局（港湾空港関係）が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⑽　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。

⑾　本工事は、公共工事の品質を確保するため、工事の監督及び検査の実施において「施工プロセスを通じた検査」を試行する対象工事である。なお、実施にあたっては「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」(入札説明書参照）に基づき行うものとする。

⑿　本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払いを実施する出来高部分払方式を適用するものとし、前払い金は２割以内（工場製作原価の割合が工事価格の20%以上を占める場合「４割以内」)で、かつ、中間前金払を行わない試行工事である。

⒀　本工事は、総価契約の内訳として単価について合意を行う「総価契約単価合意方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者であること。

なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　関東地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が、1200点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）海上工事として、水深14m以深（天端高さ）の基礎捨石を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ア）海上工事として、基礎捨石を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）海上工事として、水深14m以深（天端高さ）の基礎捨石を施工した工事

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ア）海上工事として、基礎捨石を施工した工事

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。